佐原間税会規約

第1章　　総　　則

（名　称）

第1条　　本会は、佐原間税会と称する。

（事務所）

第2条　　本会の事務所は、佐原税務署管内に置く。

（目　的）

第3条　　本会は、消費税（印紙税その他の個別消費税を含む。以下同じ。）の自主的な申告納税体制の確立を通して税務、税制の公正に寄与し、あわせて会員企業の健全な発展を図ることを目的とする。

（事　業）

第4条　　本会は、前条の目的を達成するため、次の各事業を行う。

(1) 消費税の法令、通達等の知識の習得及び周知徹底。

(2) 消費税に関する調査研究及び提言。

(3) 消費税に関する啓発・広報。

(4) 消費税に係わる行政施策への協力。

(5) 会員の親睦と友誼団体との協調。

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章　　会　　員

（会　員）

第5条　本会の会員は、佐原税務署管内における消費税の納税者で、本会の趣旨に賛同する者とする。

2　前項に掲げる者以外のもので、本会の趣旨に賛同する法人又は個人も会員とする。

3　区別は、会員、準会員（会員の社員、家族など）とする。

4　会員の権利

常任理事会に於いて選任され、通常総会において承認を得て当会の役員に就任することが出来る。

通常総会に出席する義務を負い、議決権を有し、全ての事業、行事に参加することが出来る。

5 準会員の権利

通常総会に出席することができるが議決権は、無い。

当会の主催する各種事業及び行事、友誼団体などの行事へ参加することができる。

（入　会）

第6条　　本会に入会しようとする者は、所定の申込手続により入会することができる。

（会員の義務）

第7条　会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この規約及び総会の決議に従う義務を負う。

（退　会）

第8条　本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により退会することができる。

（除　名）

第9条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。

(2) 本会の名誉を棄損し、又は規約に反する行為があったとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

（会　費）

第10条　会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2　既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

（会員の名簿）

第11条　本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2　前項の会員名簿は、会員の異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第3章　役　員　等

（役員の種別及び定数）

第12条　本会に役員として、常任理事18名以内、理事16名以内、及び監事2名を置く。

2　常任理事のうち、会長、副会長3名以内、会計2名、青年部長、女性部長、青年部、女性部の副部長2名以内、各委員長1名とし常任理事会を構成する。

（役員の選任）

第13条 常任理事会に於いて、第12条1項により選任し、第12条2項と併せて副委員長及び委員を選任し、総会に於いて選出する。

（役員の職務）

第14条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、常任理事会を招集し副会長より職務代行者を選任し、その職務を代行する。

3　常任理事は、常任理事会を通じて、本会の会務を執行する。

4　理事は、総会の決議に従い、本会の会務を協議、執行する。

5　監事は、下記の職務を行う。（民法第59条廃止による）

・財産の状況を監査すること。

・理事の業務の執行状況を監査すること。

・財産の況又は業務の執行について法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めたとき、総会に報告すること。

・前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員のために選任された役員の任期は、前項本分の規定にかかわらず、その期の残余期間とする。

3　役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

（役員の解任）

第16条　本会の役員としてふさわしくない行為があった者は、総会の決議を経て、これを解任することができる。ただし、当該役員には、弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第17条　役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤する役員に対しては、理事会の定めるところにより報酬を支給することができる。

（名誉会長、顧問）

第18条　本会に名誉会長、顧問を置くことができる。

2　名誉会長は、常任理事会の決議を経たのち総会において推戴する。

3　顧問は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。その任期は、2年とするが、再委嘱を妨げない。

4　名誉会長は、本会の会務運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

（委員会）

第19条　本会の業務を分担するため、委員会を置くことがきる。

2　委員会については下記の通りとし、任期は2年とする。

・総務委員会（総会、新年意見交換会）

・税制委員会（税のパレード、消費税を始めとする税の啓蒙活動及びe-Tax利用の促進）

・税の標語推進委員会（税の標語の募集及び看板の掲出）
・広報委員会（会報発行、インターネット（ホームページ）活用）

・研修委員会　（移動税務研修及び友好間税会などとの交流）

・事業委員会　（スポーツを通じ会員の親睦）

・会員増強委員会（会員増強）

・特別委員会（前項以外の事業を行うもの）

（事務局）

第20条　1　本会の事務を処理するため、事務局を設けることができる。

2　事務局の職員は、会長がこれを任免し原則として有給とする。

第4章　会　議

（種　別）

第21条　会議は、総会、三役会（会長、副会長、会計）、常任理事会、役員会とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第22条　総会は、会員をもって構成する。

2　三役会は、会長、副会長、会計をもって構成する。

3　常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

4　役員会は、常任理事、理事、監事をもって構成する。

5　全ての会議に名誉会長、顧問、監事も出席して意見を述べることができる。

ただし、決議に加わることはできない。

（権　能）

第23条　総会は、規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1)事業計画及び収支予算

(2)事業報告及び収支決算

(3)その他役員会より付議された事項

2　常任理事会は、規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会において常任理事会に委任された事項

(3)その他本会の運営に関する事項

3　常任理事会は、規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

(1)役員会に付議すべき事項

(2)会務の執行に関する事項

(3)その他会務運営に関する必要な事項

（招　集）

第24条　　通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2か月以内に会長が招集する。

2　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上、若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、1か月以内にこれを招集しなければならない。

3　三役会、常任理事会及び役員会は、会長が必要と認めたときは随時これを招集する。

4　会議を招集するときは、会日の10日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、会議の構成員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときには、あらかじめ定めた方法により招集することを妨げないものとする。

（議　長）

第25条　　総会の議長は、その総会において互選する。

2　三役会、常任理事会及び役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決の方法）

第26条　会議は、その構成員の過半数の出席者がなければ開会することができない。ただし、構成員のうちその会議に出席できない者は、他の構成員に委嘱するか、若しくは、あらかじめ通知され事項について書面をもって議決権を行使することができる。

2　前項ただし書きの規定により議決権を行使した構成員は、当該会議に出席したものとみなす。

3　会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第27条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員数及び出席構成員

(3) 議事の経過の要領

(4) 議事録署名人に関する事項

2　議事録には、議長及び議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

（委員会）

第28条　本会の会務を適切かつ効率的に執行するため、委員会を設けることができる。

2　委員会の運営に当たって必要な事項は、常任理事会の決議を経て別に定める。

第5章　資産及び会計

（資産の構成）

第29条　本会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 会　費　(2) 寄付金品　(3) 資金から生ずる収入

(4) 事業に伴なう収入　(5) その他

（資産の管理）

第30条　本会の資産は、常任理事会の決議を経て、会長がこれを管理する。

（経　費）

第31条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（収支予算等）

第32条　本会の事業計画及び収支予算は、総会の決議を経て定め、事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2か月以内に監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第33条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章　　規約変更及び解散

（規約の変更）

第34条　この規約は、総会において、4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

（解散、残余財産の処分）

第35条　　本会の解散は、総会において構成員の議決権の4分の3以上の同意を得なければならない。

会　費　規　定

（目　的）

第1条　　この規程は、佐原間税会（以下「本会」という。）の規約第10条の規定に基づき、本会の会費について定めるものである。

（種　別）

第2条　1　会費は次の金額とする。

- 会　員　　年　額6,000円（一社及び一名）
- 準会員　　年　額1,000円（一名）

2　年度の途中で入会した会員も同額とする。

（納入時期）

第3条　　会費は、当該年度の5月25日までに納入するものとする。ただし、年度の途中で入会した者は、当該年度の会費を入会の承認があった日から14日以内に納入しなければならない。

（特別会費）

第4条　　本会は、事業の実施に係る経費の支弁のために、常任理事会の議決を経て、臨時に会費を徴収することができる。

（納入方法）

第5条　　会費の納入は、本会が指定した銀行口座へ（準会員が所属する場合は、会費を含める）振込にて支払うものとする。その場合、振込票をもって本会の領収証とする。また、本会事務局に持参して支払うこともできるものとする。

（手数料）

第6条　　会費の納入に際して初回必要な送金手数料を会員が負担するものとする。但し、次年度の口座振替手数料は、当会にて負担する。
本会の残余財産は、総会の議決を経てこれを処分する。

附　　則

1　この規約は平成27年6月12日から実施する。

2　本会の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、前項の事業年度終了後招集される通常総会について選任される役員が就任するときまでとする。

３．規約変更(付記)について（令和4年5月27日第33回通常総会にて決議）
第２２条１項の附則としてウィルスが起因とする感染症の蔓延並びに不足の事態が発生した場合、書面議決又は、役員会による議決権の行使による総会の開催を状況を鑑み三役会（会長、副会長、会計）の意思決定に従い詳細については、規約を遵守し行うものとする。